

事業番号	05 03 04	事業改善シート（24年度実施事業分）		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	水資源保全対策事業費			担当課	部局	環境部
<参考> 総合5か年計画	プロジェクト	3 環境・エネルギー自立地域創造プロジェクト		担当課	課・室	水大気環境課
	施策の総合的展開	3-2 豊かな自然環境の保全		担当課	E-mail	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
		1 水・大気環境の保全		実施期間	S50 ~	

1 事業の概要

目指す姿	本県の豊かな水資源を現在及び将来にわたって享受できるよう、水資源の保全を推進するとともに、適正な利活用との調和を図りつつ、健全な水循環の構築を図る。				
現状	<ul style="list-style-type: none"> 目的不明な森林買収や地下水の豊富な地域における地下水利用企業の進出等により地下水への影響が懸念される。 農地、森林の荒廃地の増加による涵養機能の低下や都市化に伴う地下浸透機能の低下により地下水の減少が懸念される。 実効性のある水資源の保全を図る上で、水資源の賦存量等基礎的なデータが十分ではない。 				
県が関与する理由	<input type="checkbox"/> 法令等義務 <input type="checkbox"/> 内部管理 <input checked="" type="checkbox"/> 県でなければ実施不可 <input type="checkbox"/> 民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 <input type="checkbox"/> その他()		【左記の説明、根拠法令等】 長野県水環境保全条例の規定により県が行う事業となっている。 全国水需給動態調査委託業務実施要領に基づく国からの委託事業である。		
事業内容	① 成果目標 (H24)				
	<input type="checkbox"/> 水資源を保全するための新たな制度の導入(水資源の保全に係る制度創設専門委員会4回開催) <input type="checkbox"/> 水環境の保全を図るための総合計画の策定(第5次長野県水環境保全総合計画策定専門委員会3回開催)				
事業内容	② 事業内容 (単位:千円)				
	項目	実施方法	H24事業実績		H25
			(当初)	(決算)	(当初)
	全国水需給動態調査	直接	<ul style="list-style-type: none"> 水需給動態調査 特定課題調査 水資源開発基本計画需要実績調査 		191
	水資源保全地域指定事業	直接	0	65	30
	水資源実態調査事業	委託	0		19,467
		合計	91	65	19,688

事業	区分(単位:千円)		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算額	前年度繰越				
当初予算		153	96	91	19,688	
補正予算		0	0	0		
合計(A)		153	96	91	19,688	
コスト		国庫支出金		153	96	91
	県債		0	0	0	0
	その他()		0	0	0	0
	一般財源		0	0	0	19,497
決算額(B)		50	52	65		
概算職員数(人)		0.10	0.60	2.40	2.40	
概算人件費(C)		826	4,955	19,819	19,819	
概算事業費(B(A)+C)		876	5,007	19,884	19,819	

成果目標の達成状況					
項目	現況(見込)	H24			H25目標
		目標	成果	達成状況	
水資源保全のための新たな制度の導入	-	制度導入	条例制定	達成	-
第5次長野県水環境保全総合計画の策定	-	計画策定	計画策定	達成	-

目標に対する成果の状況	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県民が将来にわたって豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、保全が必要な水源地域における土地の取引等の事前届出制を中心とした水資源を保全するための条例を制定した。 「水資源の保全と適正な利活用」、「安心安全な水の保全」、「快適な水環境の保全」を柱とする第5次長野県水環境保全総合計画を策定した。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか。	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 <ul style="list-style-type: none"> 新たな条例の運用にあたり、7月までに保全が必要な水源地域に関する基準等を規定する基本指針を策定し、10月以降に水資源保全地域の指定を行った上で、土地取引等の事前届出等を行う。 地下水賦存量等、本県の水資源の実態を把握するための調査を実施し、第5次長野県水環境保全総合計画の新たな柱である水資源の保全と適正な利活用に係る各種施策の推進を図る。
---------------------	--